

仕 様 書

1. 業務名 下水道管渠マンホール清掃業務
2. 実施場所 下関市内一円（豊浦町・豊北町・豊田町・菊川町を除く）
3. 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 業務概要

本業務は、高圧洗浄車等により、下水道管渠（φ450 以下、取付管も含む）マンホール及び汚水枡内の土砂等堆積物の除去を行う。

本業務は1 m当たりの単価契約とし、清掃予定延長は8,200 mとする。

5. 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたって次の書類を遅滞なく提出しなければならない。

(1) 着手前

① 業務計画書

実施計画、安全管理、緊急体制及びその他必要な事項について記載すること。

② 酸素欠乏等危険作業主任者届(酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了書(旧第二種酸素欠乏危険作業主任者)の写し添付)

③ 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し

(2) 毎月の業務完了後

成果報告書

- ・写真（特記仕様書（別紙2）を参照）
- ・産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という）
- ・業務完了届（業務名、契約日、契約期間、契約額、完了年月日及び請求額を記載したもの）
- ・その他発注者が指示するもの

6. 指示事項

- (1) 実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (2) 実施にあたっては、清掃日を予め受注者で決定し、発注者及び関係者と協議のうえ行うこと。
- (3) 次の清掃用等車両を所有、又はリース可能（要証明書）であること。

高压洗浄車（4 t）	1 台
揚泥車（4 t）	1 台
給水車（4 t）	1 台
器材及び作業員運搬用車両	1 式
- (4) 作業は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を従事させること。酸素欠乏・硫化水素危険作業に必要な測定器、保安用具を所有していること。
- (5) 業務に必要な機材は、受注者の負担とする。この機材には、酸素欠乏等事故防止機材のほか、止水栓及びエアークンプレッサー等の止水機材一式を含む。
- (6) 作業時には通行人・通行車両等の安全対策を講じ、必ず交通誘導員を配置すること。また、作業中に汚れた路面・マンホール蓋等を水洗浄すること。
- (7) 吸引した汚泥等は山陰終末処理場または筋ヶ浜終末処理場へ運搬し、発注者が交付したマニフェストに必要事項を記入し提出すること。なお、業務に必要な用水（処理水）は支給とする。
- (8) 諸官庁への事務手続き（道路占用許可等）、及び該当自治会への回覧文書の配布は受注者で行うこと。
- (9) 未処理汚水に接触する作業の際には、現場の状況に応じた適切な保護具等を選定し、着用、洗浄するなど、安全衛生管理に努めること。
- (10) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合、双方協議の上定めるものとする。

特 記 仕 様 書

1. 清掃作業等について

- (1) 清掃区域の図面等の資料受領時、発注者と十分打ち合わせを行い、清掃予定日を決定すること。
- (2) 作業実施前に自治会等へ回覧文書を配布し、地元周知すること。
- (3) 清掃用高圧洗浄ホースは、内径 19.0 mm以上のホースを 80m以上とし、清掃用ノズルは穴の数が 10 個以上の中口径管渠用を準備すること。
- (4) 宅内汚水の吸引・噴出事故を起こさないために清掃スパン及び前後の汚水柵蓋を開放すること。
- (5) 汚水柵蓋開放時に汚水柵内上流及び下流の管の異状の有無をカメラにて撮影・確認し、異状があれば清掃をすること。
- (6) 吸引した汚泥等は山陰終末処理場へ運搬し、沈砂しき処理設備に排出すること。また、発注者から指示があった場合は筋ヶ浜終末処理場へ運搬し、旧投入槽に排出すること。

2. 写真について

- (1) 管渠内部とマンホール内の清掃前、清掃中、清掃後の写真を撮影すること。
- (2) 複数スパンを同時に清掃する場合も上記と同様とする。
- (3) マンホール施設等に異状があれば撮影すること。
- (4) 清掃ノズル到達点及び通過点のマンホール写真を添付すること。
- (5) 各清掃路線を見通しで撮影した写真を添付すること。
- (6) 山陰終末処理場及び筋ヶ浜終末処理場にて排出状況の写真も添付すること。
- (7) 管渠等からラードや土砂、バラス、木根その他を浚渫した場合はマンホール番号を記入した看板と共に撮影すること。
- (8) 止水栓その他の特殊器具を設置した場合は、その設置状況をマンホール番号を記入した看板と共に撮影すること。
- (9) 使用車両、資機材及び誘導員等を撮影すること。
- (10) 成果品は清掃図面と清掃写真に加えて、写真を記録媒体にて提出すること。

と。

特記仕様書（環境編簡易）

甲は、「しものせきエコマネジメントプラン」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、「下関市環境方針」に基づき、甲の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。この取り組みには乙の協力が不可欠であり、業務関係者の業務の管理や業務の実施などに当たり、乙は、「しものせきエコマネジメントプラン」の趣旨を理解し、次の項目について実施すること。

1 環境関連法令について

乙は、業務の実施に際しては、環境関連法令を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

2 事故発生時の対応

乙は、業務の実施中に事故が発生した場合は、必要な処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

3 苦情発生時の対応

乙は、業務に関する苦情を受け付けたときは、応急的な措置が必要な場合は応急処置を講ずるとともに甲へ報告し、その指示に従うこと。なお、詳細な報告は、文書で後日行うこと。

4 配慮事項

乙は、業務の実施に際しては、次の各号に配慮すること。

- (1) 使用する車両から排出するガス及び騒音振動を低減することができる限りエコドライブを励行すること。
- (2) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り再生紙等を利用すること。
- (3) 業務の報告書の作成に当たっては、可能な限り両面印刷に努めること。
- (4) 環境ラベリング制度（エコマーク・グリーンマーク）の対象となっている製品を可能な限り積極的に使用すること。
- (5) 使用する物品は、可能な限り再生品を使用すること。
- (6) リサイクル（分別）可能な製品を積極的に使用すること。
- (7) 公共交通機関の利用及び効率的に車を使用すること。
- (8) 業務の実施箇所周辺的环境に与える負荷の抑制及び周辺地区の環境美化に努めること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項

(総則)

第1条 甲と乙は、下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第3条に規定する基本理念に基づき、同条例第6条の規定による措置として、この特記事項を設ける。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対しなんらの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくはこの契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料等の購入契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属及び損害賠償については、この特記事項が付加される契約（以下「本契約」という。）の規定による。

（関係機関への照会等）

第3条 甲は、暴力団を排除する目的のため、必要と認めるときは、乙に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求め、その情報を管轄の警察署に提供して、乙が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲が当該警察署に照会を行うことについて、承諾するものとする。

（本契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 乙は、自ら又は本契約の下請若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団又は暴力団員から、本契約の適正な履行の妨害又は本契約に係る不当要求を受けたときは、き然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

2 甲、乙及び下請事業者等は、前項の場合において、管轄の警察署と協力して、本契約の履行の妨害又は本契約に係る不当要求を排除する対策を講じるものとする。